

令和6年2月7日

日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する  
総務大臣の意見  
(令和6年2月7日 諮問第1号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(根岸課長補佐、中村係長)

電話：03-5253-5777

令和6年度収支予算、事業計画  
及び資金計画

日本放送協会



# 令和 6 年度収支予算



## 予算総則

第1条 日本放送協会（以下、「協会」という。）の令和6年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第4に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第5に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替、継続振込又はその他の支払方法のうち協会の指定する方法により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。また、第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が支払う場合は、前項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第5に掲げる額を減ずることとする。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第6に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、

第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減ずることとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第6に掲げる口座振替、クレジットカード等継続払又は継続振込により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に

流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うとき、及び想定し得ない業務の発生により、給与又は他の項の支出がやむを得ず予算額に比し増加するときに限り、経営委員会の議決を経て、給与と他の項の間で相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、



その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。ただし、事業収入の増加額を資本支出に充てることはできない。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する設備の新設、改善又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

令和6年度収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		602,114,817
	受信料	581,019,000
	交付金収入	3,625,103
	副次収入	7,009,357
	財務収入	2,950,357
	雑収入	3,268,000
	特別収入	4,243,000
事業支出		659,193,865
	国内放送費	324,646,501
	国際放送費	20,059,911
	国内放送番組等配信費	12,670,142
	国際放送番組等配信費	2,666,606
	契約収納費	42,915,475
	受信対策費	702,652
	広報費	6,964,553
	調査研究費	6,749,204
	給与	111,947,305
	退職手当・厚生費	39,165,080
	共通管理費	18,874,686
	減価償却費	67,100,000
	財務費	3,750
	特別支出	1,728,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		△ 57,079,048

## (資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		128,340,000
	前期繰越金受入れ	28,497,958
	減価償却資金受入れ	67,100,000
	資産受入れ	1,936,000
	建設積立資産戻入れ	30,806,042
資本支出		128,340,000
	建設費	127,240,000
	出資	1,100,000
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,978億7,181万7千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,574億6,586万5千円であり、経常収支差金は、△595億9,404万8千円である。

事業収支差金△570億7,904万8千円については、放送法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の一部をもって補てんする。

なお出資に該当する11億円については、資本収支において、同様に措置する。

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		5,654,386
	放送番組等有料配信収入	5,654,386
事業支出		5,563,301
	放送番組等有料配信費	5,283,222
	広報費	49,260
	給与	97,996
	退職手当・厚生費	30,052
	共通管理費	100,781
	減価償却費	1,990
事業収支差金		91,085

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金額
資本収入		1,990
	減価償却資金受入れ	1,990
資本支出		1,990
	建設費	1,990
資本収支差金		—

事業収支差金 9,108 万 5 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金額
事業収入		1,218,080
	受託業務等収入	1,218,080
事業支出		1,010,632
	受託業務等費	1,010,632
事業収支差金		207,448

事業収支差金 2 億 744 万 8 千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

## 別表第2 契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

## 別表第3 受信料額（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

## 別表第4 受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契約種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

別表第5 多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に 1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約又は特別契約の契約件数が9件である場合は、その衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

なお、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用し、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が7件、8件若しくは9件である場合、又は特別契約の契約件数が8件若しくは9件である場合は、衛星契約又は特別契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。（契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約又は特別契約については、予算総則第2条第2項の規定を第4項又は第5項の規定と重ねて適用する場合の減額後の受信料額を用いる。）

## 別表第6 支払方法

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む）を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払
その他の支払方法	協会の指定する金融機関等を通じて又は協会の指定する場所で行う支払
	重度の障害により継続振込による支払が困難な者等、別に定める要件を備えた放送受信契約者の住所又はその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行う支払

## 別表第7 団体一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別	割引額
衛星契約 特別契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり 月額 180円





# 令和 6 年度 事業計画



## 1 計画概説

経営計画の初年度となる令和6年度は、自然災害の激甚化やフェイクニュースのまん延、激動する世界情勢などメディアを取り巻く環境が変化するなか、健全な民主主義の発達に資するため、情報空間の参照点を提供すること、そして信頼できる多元性確保へ貢献することを基軸として、経営計画に基づいた事業運営を着実に実施する。

事業運営にあたっては、適切な資源管理とデジタル技術の活用等によりコンテンツの質と量を確保し、コンテンツ価値の最大化を図る。命と暮らしを守る報道の深化に取り組むとともに、多様で質の高いコンテンツで公共的価値を創造する。また、国際発信を再強化し、日本の視座を発信するとともに、全国ネットワークを生かして地域の姿を多元的に伝えるほか、ユニバーサル放送・サービスの提供の充実にも取り組む。

インターネット活用業務は、実施基準に示した費用の範囲の中で、国内及び国際向けコンテンツを効果的に提供する。

協会の主たる財源である受信料の公平負担の徹底を図るため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、受信料収入を確保するとともに、副次収入・財務収入の増加など、財源の多様化を図る。

NHKグループ全体でガバナンスの強化を図り、アカウンタブルな経営を徹底するなど、視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に努める。また、令和6年度に情報棟の建物竣工を控える東京・渋谷の放送セン

ターの建替えを着実に推進していく。

なお、インターネット活用業務は、放送法に基づき策定し総務大臣に届け出るとともに公表する実施計画にのっとり実施する。

- (1) 放送センターの建替えを進めるとともに、緊急報道や番組の充実、番組配信のための設備や大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備及び地域放送会館の整備等を行う。
- (2) 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る放送・サービスに全力で取り組み、安全で安心な暮らしに貢献する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新事情を早く、深く、わかりやすく伝え、社会の基本情報の提供や民主主義の基盤となる多様な価値観への相互理解の促進といった、公共メディアの役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、課題等を積極的に取り上げ、地域の今を視聴者に伝えていく。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図る。

- (3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で公平・公正な情報や幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組むとともに、効率的な番組制作に努め、国際社会の日本に対する理解を促進する。

- (4) 国内放送番組等配信は、放送を補完してその効果・効用を高め、国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元するなど、放送法第15条に掲げられた目的を達成するために実施する。環境の変化や技術の進歩発達に適宜対応しながら、情報空間の参照点を提供する役割を果たしていくために、放送番組及び番組の理解増進情報の提供等を行う。
- (5) 国際放送番組等配信は、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けて放送番組等を提供するとともに、多言語化を進め、世界の人々に向けて質の高いサービスを届ける。
- (6) 受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、効率的な契約・収納活動に取り組むとともに、受信料収入の確保に努める。
- (7) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (8) 情報空間の多元性確保の基幹となる二元体制維持に向けて、放送ネットワーク効率化のための出資を行う。
- (9) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供

する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

(10) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等について

は、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(11) 視聴者・国民から信頼される協会の組織運営に向け、信頼をつく

り出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営マネ

ジメントを進める。

## 2 建設計画

建設計画については、総額 1,272 億 4,000 万円をもって施行する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、1,000 万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、53 億 8,000 万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行う。

これらに要する経費は、15 億 9,000 万円である。

#### (4) 放送会館整備計画

放送センターの建替えについては、第1期の建設工事及び放送設備整備を進める。地域放送会館については、高知サブステーションの整備等を実施する。

これらに要する経費は、835億5,000万円である。

#### (5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実、番組配信のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。

これらに要する経費は、215億3,000万円である。

#### (6) 研究施設・一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、147億3,000万円である。

#### (7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、4億5,000万円である。

### 3 事業運営計画

#### (1) 国内放送

##### ア 番組関係

##### (ア) 地上テレビジョン放送



総合テレビジョンは、公共メディアの基幹波として、暮らしの安全を支える信頼できる情報の担い手の役割を果たし、正確・迅速かつ公平・公正で社会の指針となるニュースや、文化・娯楽・スポーツ等の多彩な番組を編成する。また、様々な手法で社会的な課題の解決に取り組むなど、公共的価値を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、子供から大人までの学びを支援するチャンネルとして、幅広い世代に向けた教育、福祉、教養、趣味、実用等、多彩な番組を編成する。番組とインターネットとの連携強化、配信コンテンツの充実も継続して、視聴者のライフスタイルに寄り添い、多様な形で学びの機会を提供する。また、誰もが楽しめるユニバーサル放送・サービスをより充実させる。放送時間は、1日19時間を基本とする。

#### (イ) 衛星テレビジョン放送

NHK BSは、多彩な驚きと感動に出会えるチャンネルとして、自然、紀行、歴史、ドラマ等個性あふれるエンターテインメント、多彩なスポーツ、世界の「いま」を迅速かつ多角的に伝える国際情報等、これまでのBSプレミアムとBS1の魅力凝縮したバラエティー豊かな番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

NHK BS プレミアム 4Kは、本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂として、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継等、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえる。また、協会が保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブ番組として提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

BS 8Kは、世界最先端の映像メディアチャンネルとして、新しい映像体験となるような多彩なジャンルの番組を提供する。貴重な文化財や優れた芸術を最高水準の8K映像で記録し、放送以外の手段でも提供して、社会貢献の役割を果たす。放送時間は、1日12時間10分を基本とする。

#### (ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、安全・安心を担う音声基幹波として、命と暮らしを守る情報をいち早く届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、様々な世代の聴取者に支持されるよう編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、多様な知的欲求にこたえる番組を編成する。語学番組の充実やインターネットとの効果的な連携により、利用しやすい形で学びの機会を提供する。放送時間は、1日17時間を基本とする。

F M放送は、音楽・芸能や文化・教養・教育まで幅広いジャンルで専門的な番組を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行う。放送時間は、1日24時間を基本とする。

#### (エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースやきめ細かな生活情報番組、地域の課題と向き合う番組等を放送するとともに、地域の魅力を全国に向けて発信する。また、大規模災害時には、きめ細かな情報を提供して人々の命と暮らしを守る。地域向け放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間、ラジオ第1放送で1日2時間15分、FM放送で1日40分を基本とする。

#### (オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、NHK BSの各波で実施し、安全・安心情報を充実させるとともに、各波の特色に合わせたコンテンツを展開する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ（主に携帯・移動端末向けサービス）は、総合テレビ

ジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や地震・津波情報等を提供する。

#### (カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体及び伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に 2,279 億 2,255 万円、番組の編成企画等に 226 億 5,186 万 5 千円で、総額 2,505 億 7,441 万 5 千円である。

#### イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額 740 億 7,208 万 6 千円である。

以上により、国内放送費総額は、3,246 億 4,650 万 1 千円となる。

#### (2) 国際放送

国際放送は、正確で公平・公正な情報をテレビジョン及びラジオを

通じて発信し、日本とアジアを中心に世界の情勢を幅広い人々へ伝える。

外国人向けテレビジョン国際放送では、日本の視座に立った信頼される確かな情報を発信することで、国際社会に多角的な視点を提供し、相互理解に貢献する。また、グローバルな課題について日本の先進的な取り組みを発信し、持続可能な社会の構築に寄与するとともに、日本の地域や文化の魅力・価値を掘り下げて伝える。また、国内放送と連携したNHKならではの良質な番組の発信を推進するとともに、災害時等の緊急報道では、総合テレビジョン放送との連携やデジタル活用により、訪日・在留外国人に向けた安全・安心を支える情報を発信する。あわせて、受信環境の整備を行い、視聴できる地域の拡大に努めるとともに、国内外で外国人向けテレビジョン国際放送の認知向上のため広報活動を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供

を行う。

ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。また、訪日・在留外国人に向けてラジオ第2放送と連携し、最新情報を伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日76時間6分を基本とする。

このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額200億5,991万1千円となる。

### (3) 国内放送番組等配信

人々の命と暮らしを守るためのニュースや防災情報の発信に取り組むとともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

地上テレビジョン常時同時配信と地上テレビジョン見逃し番組配信サービスを提供し、放送番組の視聴機会の拡大を図る。また、地方向けに放送された番組の一部を全国に向けて提供する。

ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びFM放送の放送番組の同時配信と聴き逃し番組配信サービスを行う。

地上及びNHK BSのハイブリッドキャストやNHK BSプレミアム4K及びBS8Kのデータサービス等を通じて、インター

ネットに接続されたテレビジョン受信機に向けたサービスを行う。

このほか、他の放送事業者が行う配信業務に協力するよう努める。

これらに要する経費は、総額 126 億 7,014 万 2 千円となる。

#### (4) 国際放送番組等配信

外国人向けテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の放送番組の同時配信と既放送番組の配信、在外邦人向けテレビジョン国際放送の一部放送番組の同時配信と見逃し番組配信、国際放送の番組の理解増進情報の提供を行う。

アプリケーションやウェブサイトの改良に取り組み、災害時のインターネット発信をさらに充実させる。また、外部プラットフォームを通じた発信を強化するとともに、自動翻訳技術による字幕を付与した放送番組を同時配信するなど、多言語によるサービスの充実を図る。

このほか、海外の配信事業者等への放送番組の提供を行う。

これらに要する経費は、総額 26 億 6,660 万 6 千円となる。

#### (5) 契約収納

受信料の公平負担の徹底と営業経費の抑制のため、時代に即した新たな営業アプローチを推進し、デジタル・書面・対面等、様々な施策を組み合わせることにより、効率的な契約・収納活動に取り組む。

これらに要する経費は、総額 429 億 1,547 万 5 千円となる。

## (6) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額 7 億 265 万 2 千円となる。

## (7) 広 報

視聴者との結びつきを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共メディアや受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額 69 億 6,455 万 3 千円となる。

## (8) 調査研究

放送技術の研究については、A I を活用したコンテンツ制作支援技術、人にやさしい放送・サービスを実現するための研究、放送通信融合サービスなど新たなメディア環境に対応する技術、新しいコンテンツ体感技術の研究開発を行う。

放送番組の研究については、社会・政治・生活に関する世論調査やコンテンツへの多様な接触を把握する調査を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額 67 億 4,920 万 4 千円となる。

## (9) 給 与



給与については、要員数の減等により、総額 1,119 億 4,730 万 5 千円となる。

(10) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職給付費の減等により、総額 391 億 6,508 万円となる。

(11) 共通管理

共通管理については、業務改革の推進による減等により、総額 188 億 7,468 万 6 千円となる。

(12) 有料インターネット活用業務

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、コンテンツの充実や利便性の向上等を図る。

このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

これらに係る収入は 56 億 5,438 万 6 千円、支出は 55 億 6,330 万 1 千円である。

(13) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は 12 億 1,808 万円、支出は 10 億 1,063 万 2 千円である。

(14) 信頼をつくり出す現場マネジメント及び説明可能・アカウンタブルな経営の徹底

一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、高い専門性に基づく現場力の強化に取り組む。ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する。

アカウンタブルな経営の徹底のため、ルール順守を徹底する組織風土の定着や、経営委員会・監査委員会によるガバナンスの強化を進める。

## 4 受信契約件数

### (1) 地上契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	令和6年度	令和5年度	増	減
年度初頭契約件数	19,169,000	19,459,000	△	290,000
年度内新規契約件数	750,000	750,000		0
年度内解約件数	930,000	1,040,000	△	110,000
年度内増加契約件数	△ 180,000	△ 290,000		110,000
年度末契約件数	18,989,000	19,169,000	△	180,000

#### イ 受信料免除見込件数

区 分	令和6年度	令和5年度	増	減
年度初頭免除件数	2,359,000	2,337,000		22,000
年度内新規免除件数	289,000	408,000	△	119,000
年度内解約件数	337,000	386,000	△	49,000
年度内増加免除件数	△ 48,000	22,000	△	70,000
年度末免除件数	2,311,000	2,359,000	△	48,000

### (2) 衛星契約

#### ア 有料契約見込件数

区 分	令和6年度	令和5年度	増	減
年度初頭契約件数	21,789,000	21,968,000	△	179,000
年度内新規契約件数	490,000	530,000	△	40,000
年度内解約件数	680,000	709,000	△	29,000
年度内増加契約件数	△ 190,000	△ 179,000	△	11,000
年度末契約件数	21,599,000	21,789,000	△	190,000

#### イ 受信料免除見込件数

区 分	令和6年度	令和5年度	増	減
年度初頭免除件数	768,000	696,000		72,000
年度内新規免除件数	101,000	174,000	△	73,000
年度内解約件数	93,000	102,000	△	9,000
年度内増加免除件数	8,000	72,000	△	64,000
年度末免除件数	776,000	768,000		8,000

### (3) 特別契約

#### 有料契約見込件数

区 分	令和6年度	令和5年度	増	減
年度初頭契約件数	15,000	16,000	△	1,000
年度内新規契約件数	0	0		0
年度内解約件数	0	1,000	△	1,000
年度内増加契約件数	0	△ 1,000		1,000
年度末契約件数	15,000	15,000		0

(参考1)

### 有料契約見込総数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	特 別 契 約	合 計
年度初頭契約件数	19,169,000	21,789,000	15,000	40,973,000
年度内増加契約件数	△ 180,000	△ 190,000	0	△ 370,000
年度末契約件数	18,989,000	21,599,000	15,000	40,603,000

### 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地 上 契 約	衛 星 契 約	合 計
年度初頭契約件数	206,000	155,000	361,000
年度内増加契約件数	0	2,000	2,000
年度末契約件数	206,000	157,000	363,000

(参考2)

### 支払方法別受信契約件数

#### (1) 地上契約

区 分	口 座 振 替	ク レジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	11,652,000	3,951,000	2,450,000	1,116,000	19,169,000
年度内増加契約件数	△ 340,000	△ 10,000	100,000	70,000	△ 180,000
年度末契約件数	11,312,000	3,941,000	2,550,000	1,186,000	18,989,000

### 上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	96,000	29,000	40,000	41,000	206,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	2,000	△ 3,000	3,000	0
年度末契約件数	94,000	31,000	37,000	44,000	206,000

(2) 衛星契約

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	11,458,000	3,859,000	5,917,000	555,000	21,789,000
年度内増加契約件数	△ 360,000	50,000	80,000	40,000	△ 190,000
年度末契約件数	11,098,000	3,909,000	5,997,000	595,000	21,599,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口 座 振 替	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 等 継 続 払	継 続 振 込	そ の 他	合 計
年度初頭契約件数	71,000	25,000	47,000	12,000	155,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	0	2,000	1,000	2,000
年度末契約件数	70,000	25,000	49,000	13,000	157,000

(3) 特別契約

区 分	口 座 振 替	継 続 振 込	合 計
年度初頭契約件数	9,000	6,000	15,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	9,000	6,000	15,000

## 5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	9,999 人
建 設 関 係	169
合 計	10,168

要員数については、年度内 50 人の純減を見込んだものである。

# 令和 6 年度 資金計画





## 1 資金計画の概要

令和6年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,308億8,805万8千円、事業経費、建設経費等による出金総額8,404億3,270万4千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,810億1,900万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額5,717億4,423万7千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金47億8,760万9千円、国際放送関係など交付金収入36億2,510万3千円、有価証券の償還1,610億円、受取利息その他の入金897億3,110万9千円を見込む。

以上により、入金額は、総額8,308億8,805万8千円である。

## 3 出金の部

事業経費5,862億1,862万2千円、建設経費1,272億4,000万円、出資11億円、有価証券の購入500億円、納付消費税その他の出金758億7,408万2千円を合わせ、出金額は、総額8,404億3,270万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の一四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	66,596,104	93,159,736	77,659,193	84,655,509	—
2 入 金	255,414,536	173,358,157	238,657,506	163,457,859	830,888,058
受信料	163,127,798	125,524,329	153,313,614	129,778,496	571,744,237
固定資産売却代金	149,840	1,869,316	1,551,213	1,217,240	4,787,609
交付金収入	1,401	15,602	1,803,568	1,804,532	3,625,103
有価証券償還	57,700,000	29,200,000	62,300,000	11,800,000	161,000,000
受取利息その他の入金	34,435,497	16,748,910	19,689,111	18,857,591	89,731,109
3 出 金	228,850,904	188,858,700	231,661,190	191,061,910	840,432,704
事業経費	163,131,819	148,882,051	143,993,942	130,210,810	586,218,622
建設経費	30,823,312	12,170,581	51,593,396	32,652,711	127,240,000
出 資	—	—	1,100,000	—	1,100,000
有価証券購入	15,000,000	10,000,000	15,000,000	10,000,000	50,000,000
納付消費税その他の出金	19,895,773	17,806,068	19,973,852	18,198,389	75,874,082
4 期末資金有高	93,159,736	77,659,193	84,655,509	57,051,458	—

## 日本放送協会令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見 (案)

日本放送協会（以下「協会」という。）は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法（昭和25年法律第132号）で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送の担い手としての社会的使命を果たすとともに、事業構造改革及び信頼される組織運営の実現を目指し、「NHK経営計画 2024-2026年度」（以下「中期経営計画」という。）に基づいて、徹底的な改革を行うことが求められている。

協会の令和6年度収支予算、事業計画及び資金計画については、令和5年10月に値下げされた現行の受信料額を維持しつつ、事業収支差金570億円の赤字等に対して還元目的積立金も活用し、視聴者への還元を行う点は評価できる。

予算の執行に当たっては、公共放送として提供する放送番組の質を維持しつつ、引き続き、公共放送の役割を果たすために必要な事業規模について不断の見直しを行い、事業経費の一層の合理化・効率化に取り組むとともに、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組を着実に進め、受信料収入と事業規模との均衡を早期に確保していくことが求められる。

本年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、協会は、重要な公共インフラを提供する者としての使命を自覚し、引き続き将来の災害に備えることが求められる。

また、現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長等に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルが大きく変化し、情報空間が放送だけでなくインターネットへと広がっている。こうしたデジタル時代において、協会は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、民間放送事業者との二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うとともに、メディアの多元性にも配慮しつつ、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供することが求められる。

さらに、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、上述の公共放送の担い手としての社会的使命を果たしつつ、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」を一体的に改革することに不断に取り組むことが求められる。

特に以下の点について配慮すべきである。

### 1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送の担い手としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、放送法を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道を行うことにより、国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 令和5年5月15日に放送した「ニュースウオッチ9」において、視聴者を誤認させる不適切な伝え方が行われ、同年12月5日に放送倫理・番組向上機構（BPO）放送

倫理検証委員会から「放送倫理違反があった」との意見が出されており、再発防止の徹底に向けた取組を引き続き着実に実施すること。

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に、国内に在住する外国人も含め、国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。
- 少子高齢化や過疎化の進行等様々な課題に直面する地域社会への貢献や地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、多様な自然・歴史・文化・人々の暮らしなどそれぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツを充実させ、そうしたコンテンツの国内外に向けた積極的発信に一層努めること。
- 字幕放送、解説放送及び手話放送については、総務省が令和5年10月に改定した普及目標を踏まえ、拡充に努めること。特に、災害報道、国会中継及び地域放送局における字幕放送や手話放送などの一層の充実に取り組むこと。また、音声認識技術による自動字幕制作システム、生放送番組にも対応可能な新たな解説放送サービス、CGを用いた手話アニメーションの自動生成技術等、これまで実施してきた研究成果の早期の実用化や視聴覚障害者等向け放送サービスの普及に関する研究を推進すること。
- 4K8K衛星放送については、普及に向けて、引き続き、4K・8Kならではのコンテンツの制作や受信環境整備に資する取組を積極的に行うとともに、他の放送事業者、受信機メーカー等の関連団体・事業者と連携しながら、公共放送の担い手としての先導的役割を果たすこと。

## 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ武装勢力間の衝突等の国際情勢、偽・誤情報の影響等を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実、信頼できる情報発信主体として我が国やアジアの視点で情報発信する取組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、衛星放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減の両立を図ること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこととし、安定的な運用の確保に向け、今後予定されている八俣送信所の送信設備

の移行工事については、迅速かつ確実な対応に努めること。

### 3 インターネット活用業務の適切な実施及び関係者間連携等

- 情報空間がインターネットへと広がるデジタル時代において、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、我が国の放送全体の発展に貢献するという協会の役割を踏まえ、我が国コンテンツ産業の競争力強化に貢献するとともに、視聴者が継続的・安定的に協会の放送番組を視聴できるよう、インターネット活用業務の在り方について検討を進めていくこと。
- インターネット活用業務については、令和4年4月から、地上テレビジョン放送について原則全ての放送時間での同時配信が始まったところであり、引き続き、協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って、インターネット活用業務実施基準に基づき、適正な規模の下で節度をもって事業を運営するとともに、インターネット活用業務の実施により得られた知見等の成果については、広く社会全体に裨益するよう適切に公表すること。
- インターネット活用業務に係る民間放送事業者との連携・協力については、放送法上の努力義務であることを十分に踏まえ、民間放送事業者の求めに応じ、その取組の具体化を図ること。
- 地方向け番組の配信については、「2024年度（令和6年度）インターネット活用業務実施計画」（令和6年1月9日）において、18時台のニュースの見逃し配信について、全ての放送局の番組配信を実施するとされているところ、引き続き地方向け番組の配信の充実に努めるとともに、災害情報の多角的な伝達手段確保の観点から、災害報道のインターネット同時配信の充実に努めること。
- 協会の保有する放送番組等については、受信料を負担する国民・視聴者にとっての貴重な資産であることを踏まえ、NHKオンデマンドサービスをはじめ、多様なメディアを通じてその積極的な利活用を図ること。

### 4 経営改革の推進

- 音声波の整理・削減については、中期経営計画に基づく削減時期・方法を具体化するよう、音声波の災害時における役割や聴取者への影響を考慮しつつ検討を進めること。
- 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（令和4年10月改定）等に基づき、子会社に適切に配当を行わせるよう徹底すること等により、利益剰余金が協会に適切に還元されるよう努めること。
- 子会社・関連会社を含む「グループ経営」については、令和4年12月に設立した「株式会社NHKメディアホールディングス」、令和5年4月に関連公益法人等を統合して設立した「NHK財団」の効果のほか、子会社・関連会社が実施している業務の適正性や保有する資産の効率性について随時検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置・人材活用・経理手続の確保、調達に係る取引の透明化・経費削減、外部制作事業者の活用等について、取組を着実に徹底的に進めること。特に、子会社等との間で高止まりしている「随意契約比率」を引き下げることにより、より競争性の高い調達を実現することや、情報公開等による透

明性の向上についても一層の取組を進めること。また、協会内外においてコンテンツ制作に係る人材を確保するため適切な対価の設定等に努めるほか、外部制作事業者の活用に当たっては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第7版)(令和2年9月公表)に従って、特に価格交渉や価格転嫁について、積極的に協議・相談に応じるなど、適正な製作取引の確保に努めるとともに、適正な製作環境の確保にも努めること。

- 令和4年12月のNHKにおける稟議で、衛星放送番組のインターネット活用業務に係る設備調達に関し、違法性が疑われる支出は認められなかったものの、令和5年度収支予算・事業計画との関係で明確な説明が行われぬまま手続が進められていた事案が明らかになった。また、令和5年12月には、取材に関する情報の流出が明らかになり、加えて、報道局職員による、飲食を伴う取材活動の経費の申請に関する不正請求が認定された。こうした不祥事は、受信料収入によって成り立つ協会に対する国民・視聴者の信頼を著しく損なうものであり、引き続き、経営委員会及び監査委員会並びに執行部がそれぞれの職責を果たし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むとともに、放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスを確保・徹底すること。
- 平成25年7月に首都圏放送センターの記者が長時間労働による過労で亡くなったことを受けて、業務の体制や進め方、勤務制度の見直しを行っていたにもかかわらず、令和元年10月に管理職の職員が亡くなり再び労災認定を受ける事態となったことを重く受け止め、これまでの健康確保の施策を再点検した上で、再発防止を徹底すること。また、平成29年12月に協会が自ら定めた「NHKグループ 働き方改革宣言」について、経営委員会、監査委員会、執行部がそれぞれの役割を適切に果たしながら推進できるように、ガバナンスの点検・強化に真摯に取り組むこと。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く)・管理職への登用を積極的に拡大すること。また、ワークライフバランスに関する取組の一層の充実、女性の活躍に関する情報の積極的な公表等、協会が自ら定めた「日本放送協会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」(令和3年3月)に記載した目標の達成に向けた取組を確実に実施し、また、これに加え、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 放送法に基づき、中期経営計画、経営委員会及び理事会の議事録など協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等の情報公開を一層推進することにより、運営の透明性の向上を図り、自ら説明責任を適切に果たしていくこと。
- 協会と民間放送の二元体制の下で、地域においても、多様な放送番組を視聴できる環境を維持するため、放送ネットワークの維持・管理に関する民間放送事業者との連携・協力について、放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)により、地上波中継局について民間放送事業者等との共同利用が可能となることも見据え、放送全体のプラットフォームとして、ネットワーク効率化の取組を着実に実施していくこと。

## 5 受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向けた取組等

- 令和6年度の支払率は78%、営業経費率は9.3%となる見込みである。未契約者及び未払者対策について、協会は、従来の巡回訪問中心の契約・収納活動から、デジタル・書面・電話などによる効率的な契約・収納活動への転換等を進めるとしているところ、受信料の適正かつ公平な負担の徹底に向け、営業活動の合理化・適正化を図りつつ、支払率向上のため、民事手続及び割増金制度の適切な活用を含め、より一層の取組を進めること。
- 受信契約の勧奨等に際しては、平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めてこれまで以上に丁寧な説明を行い、受信契約の締結や受信料の支払いに国民・視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 国民生活センター及びNHKふれあいセンターに寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、受信契約の勧奨等の業務の適正を確保するための体制や案内方法などについて、不断に点検及び見直しを行うこと。

## 6 大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化

- 令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、被災者に対する情報伝達手段を確保するため、避難所等における受信設備設置等の視聴環境整備の支援に努めること。
- 災害時には、特にSNS等による偽・誤情報の発信・拡散も想定されることから、放送等を通じて偽・誤情報への注意喚起を国民・視聴者に呼びかけること。
- 災害からの復旧・復興の観点から、国内放送のみならず、国際放送によるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の取組を支援すること。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。
- サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に万全を期すこと。
- 偽・誤情報対策に係る技術開発等に努めること。

## 7 放送センターの建替及び公共放送の機能の地方分散等

- 放送センターの建替については、引き続き、建替の経費が受信料により賄われることを十分認識し、「基本計画」の合理性・妥当性等、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすとともに、既存業務の見直し等を踏まえつつ、事業規模について不断に精査を行い、建替の内容や工期等の見直しなどを早期に具体化すること。その際、新放送センター及び各地の地域放送会館その他全般にわたり、建設費の圧縮に徹底的に取り組む、その成果を国民・視聴者に還元すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、引き続き、公共放送の機能の地方分散に取り組むこと。



令和6年2月7日

放送法施行規則等の一部を改正する省令案等  
(令和6年2月7日 諮問第2号)

[放送法及び電波法の改正等に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松田課長補佐、鳥本係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(岩坪課長補佐、吉田係長)

電話：03-5253-5777

## 放送法施行規則等の一部を改正する省令案等 (放送法及び電波法の改正等に伴う制度整備)

### 1 諮問の概要

総務省では、令和 3 年 11 月から「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を開催し、計 13 回の会合において、ネット動画配信サービスの伸長等を背景とした「テレビ離れ」が進む中における地上テレビジョン放送に係る課題を中心に検討し、令和 4 年 8 月、検討結果の取りまとめとして「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」を公表した。この取りまとめを踏まえ、放送事業者の経営基盤の強化のため、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）において、次の制度整備がなされた。

- (1) 複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用
- (2) 基幹放送事業者等の業務管理体制の確保
- (3) 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

また、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 60 号）の施行に伴い放送法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 38 号）により整備した外資規制関係の規定について、免許人の負担軽減等のため、無線局の免許・再免許申請における記載の省略等に関する制度整備を行うこととしている。

本件は、改正法における上記の（1）～（3）及び上記の放送事業者の外資規制に係る制度整備のため、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）、基幹放送局の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 21 号）、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号）、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）、無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）、指定放送対象地域を指定する件

(平成 27 年総務省告示第 160 号) の各一部改正及び放送法第二十条の二第一項第一号及び第二項の規定に基づき、指定地上基幹放送地域を定める件(新規告示)の制定による規定整備について諮問するものである。

## 2 省令改正等の概要

上記 1 の規定整備として、以下のとおり関係省令及び告示について所要の改正等を行う。

※必要的諮問事項はゴシック体

### 1. 複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用

(1) 基幹放送局提供子会社において基幹放送局設備の保有及び管理を可能とする指定地上基幹放送地域の指定

**【放送法第二十条の二第一項第一号及び第二項の規定に基づき、指定地上基幹放送地域を定める件】**

(2) 中継局の共同利用に係る確認の要件等及び申請書等の様式の規定

① 確認の申請及び確認を要さない変更に係る規定

**【放送法施行規則第 81 条の 3 及び第 81 条の 4 並びに別表第 18 号】**

② 確認の申請等及び無線局事項書の様式

**【放送法施行規則別表第 21 号の 2 から別表第 21 号の 4 まで】**

**【無線局免許手続規則別表第 2 号第 1】**

(3) その他中継局の共同利用に係る所要の改正

**【基幹放送局の開設の根本的基準第 3 条】**

**【電波法施行規則第 6 条の 4】**

**【無線局免許手続規則第 16 条の 2 第 2 項第 6 号】**

### 2. 基幹放送事業者等の業務管理体制の確保

(1) 業務管理体制に係る適合維持義務の追加

**【放送法施行規則第 102 条、第 123 条の 3 から第 123 条の 6 まで、第 124 条、第 125 条及び第 127 条並びに別表第 24 号から第 30 号まで】**

(2) 設備の運用の委託先に係る規律の整備

① 申請書等の記載事項への委託先の追加

【**放送法施行規則第 76 条第 3 項**、第 78 条、第 79 条及び第 86 条並びに別表第 6 の 1 号から第 6 の 3 号まで、別表第 9 号、別表第 17 号、**別表第 18 号**及び別表第 19 号から別表 21 号まで】

【**電波法施行規則第 10 条第 3 項**及び第 43 条の 2 並びに**別表第 1 号の 4**】

【**無線局免許手続規則第 12 条第 1 項第 3 号**、**第 15 条第 5 項**、**同条第 6 項**、**第 16 条の 2 第 2 項第 7 号**、**同条第 3 項**及び第 20 条の 3 から第 20 条の 3 の 3 まで並びに別表第 2 号第 1、別表第 2 号第 5 及び別表第 5 号】

② 委託先における業務管理体制に係る基準の策定

【**放送法施行規則第 123 条の 7**】

3. 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

(1) テレビジョン放送等に係る放送対象地域における指定放送対象地域の指定

【**指定放送対象地域を指定する件**】

(2) 特定放送番組同一化実施方針に係る申請書や届出書の記載事項や様式等の規定

【**放送法施行規則第 91 条の 5**及び第 91 条の 7 並びに別表第 21 号の 6 から別表第 21 号の 10 まで】

(3) 特定放送番組同一化の認定に係る要件の規定

【**放送法施行規則第 91 条の 6**及び第 91 条の 8】

(4) その他特定放送番組同一化に係る所要の改正

【**基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第 2 条及び第 10 条**】

4. 放送事業者の外資規制に係る記載事項の省略

【**無線局免許手続規則第 15 条第 3 項から第 5 項まで**、**第 16 条の 2 第 1 項第 11 号**、**同条第 2 項第 8 号**、**同条第 5 項から第 7 項まで及び第 16 条の 3**】

5. その他所要の改正

【**放送法施行規則目次**、第 14 条、第 15 条、第 65 条、第 74 条、第 91 条の 2、第 91 条の 4 第 1 号、第 91 条の 9 から第 91 条

の16まで、第94条、第96条及び第203条の4並びに別表第6の1号から第6の3号まで、別表第7の1号から第7の3号まで、別表第19号、別表第20号、別表第21号、別表第21号の5、別表第23号、別表第47号、別表第52の1号、別表第52の2号及び別表第60号】

【電波法施行規則第6条の4の2、第11条、第42条の7及び第42条の9第1号】

【無線局免許手続規則第12条第1項第4号、同条第3項及び第25条第8項並びに別表第2号第1、別表第2号第2、別表第4号、別表第5号及び別表第8号】

### 3 施行期日

改正法の施行の日（令和6年4月1日予定）

### 4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続については、令和5年12月15日（金）から令和6年1月18日（木）までの期間において実施済みであり、18件の意見の提出があった。

# 放送法施行規則等の一部を改正する省令案等 説明資料

令和 6 年 2 月  
総務省情報流通行政局

近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、国内基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の放送対象地域の国内基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備するとともに、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とする等の措置を講ずる。

## 1 複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用

(放送法及び電波法の一部改正)

### (1) 特定地上基幹放送事業者が他者の中継局を用いるための規定の整備

複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することで事業運営の効率化を図ることを可能とするため、特定地上基幹放送事業者が、総務大臣による確認を経た上で、他者(基幹放送局提供事業者)の中継局を用いて地上基幹放送の業務を行うことを可能とする。

### (2) 日本放送協会が他の特定地上基幹放送事業者と中継局設備を共同利用するための規定の整備

日本放送協会(以下「協会」という。)の地上基幹放送の業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域において、協会の子会社が、中継局を保有・管理し、協会の地上基幹放送の業務の用に供することを可能とするとともに、協会の放送設備の当該子会社への譲渡を放送設備の譲渡制限の例外とする。

## 2 基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る規定の整備

(放送法及び電波法の一部改正)

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者に対して設備の運用のための業務管理体制(委託先における業務管理体制を含む。)を総務省令で定める基準に適合するように維持する義務を課すとともに、基幹放送業務の認定及び基幹放送局の免許の申請書の記載事項に設備の運用の委託に係る事項を追加することにより、総務大臣が委託の実態を把握することを可能とする。

## 3 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

(放送法の一部改正)

現行の経営基盤強化計画の認定制度を改正し、国内基幹放送の役務に対する需要の減少等の認められる地域として総務大臣が指定する地域を含む地域において、地域性の確保のための措置を講ずる等の一定の条件の下で、異なる放送対象地域の国内基幹放送事業者が、その個別の経営状態にかかわらず、同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備する。

**施行期日** 公布の日(令和5年6月2日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

## 【法改正事項】

## 【省令等改正事項】 (黄色部分が今回の諮問対象)

## 1. 中継局の共同利用(地方局処理)

## ① NHKによる中継局設備の共同利用(法第20条の2)

- NHKは、①業務効率化の必要性が高いとして予め指定された地域において、②その子会社から提供される中継局を利用可能
- NHKは子会社に中継局を譲渡可能(大臣認可(両院同意不要))

## ② HS一致事業者による共同利用(法第105条の2)

- HS一致事業者が他者(ハード事業者)と放送局設備供給契約を締結し当該他者から中継局の提供を受ける
- HS一致事業者が他者の中継局の提供を受けるため、設備やその運用のための業務管理体制の基準適合性について総務大臣の「確認」を受ける制度を創設

## ① NHKによる中継局設備の共同利用

- 指定地上基幹放送地域の指定[告示]

## ② HS一致事業者による共同利用(施行規則第81条の3等)

- 「確認」制度の手続を整備[省令]

## 2. 放送設備の外部利用への対応(地方局処理)

## ① 業務管理体制に係る適合維持義務の追加(法第111条)

- 基幹放送事業者の設備の技術基準適合維持義務に加え、その運用のための業務管理体制に係る基準適合維持義務を追加

## ② 設備の運用の委託先に係る規律の整備(法第93条第2項、第111条)

- 設備の運用委託先を免許等申請の記載事項に追加
- 委託先の業務管理体制の基準適合維持義務の対象に追加

## ① 業務管理体制に係る適合維持義務の追加(施行規則第123条の4等)

- 業務管理体制に係る基準の策定[省令、訓令]

## ② 設備の運用の委託先に係る規律の整備(施行規則第123条の7等)

- 委託先における業務管理体制に係る基準の策定[省令、訓令]



## 【法改正事項】

## 【省令改正事項】 (黄色部分が今回の諮問対象)

## 3. 放送番組の同一化(本省処理)

## ① 特定放送番組同一化認定制度の整備(法第116条の4)

- 事業者個別の経営状態を問わない、特定放送番組の同一化に係る実施方針の認定制度の整備(現行の経営基盤強化計画認定制度からの再編)
- 特定放送番組同一化の認定要件として、
  - 1) 同一化の対象となる放送対象地域が以下に該当
    - ・放送対象地域が相互に重複しない
    - ・放送対象地域のいずれか又は全てが**指定放送対象地域**であること
    - ・放送対象地域が**自然的経済的社会的文化的諸事情が共通している**こと
    - ・放送対象地域の**数が省令で定める数を超えない**こと
  - 2) **地域性確保措置**の内容が同一化の対象となる各放送対象地域における放送番組に対する固有の受容を満たすために適切なものであること

を規定

## ① 特定放送番組同一化認定制度の整備(施行規則第91条の5等)

- 「**指定放送対象地域**」の改正[告示]  
(現行制度ではラジオのみ指定)
- 放送番組の一部の同一化の**割合の変更**[省令]
- 「**自然的経済的社会的文化的諸事情**」の具体化[訓令]
- 同一化可能な放送対象地域の「**数**」の**上限**の策定[省令]
- 「**地域性確保措置**」の具体化(例示)[訓令]

- ◆ 中継局の共同利用会社(NHKの子会社)が業務を実施できる地域を総務大臣が指定  
⇒ 「**全国**」の放送対象地域を指定

第二十条の二 (略)

一 指定地上基幹放送地域(人口、地理的条件その他の事情により協会が当該地域における地上基幹放送の提供に必要な放送設備の全部を自ら保有するための費用が他の地域に比して多額であり、協会が基幹放送局提供事業者の提供する基幹放送局設備(中継…局に限る)を利用することにより業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として**総務大臣が指定する地域**をいう。(略)

○ 指定の考え方

- ⇒ 経営の選択肢の拡大のための制度であることに鑑み、①大規模・重要局、小規模局及びミニサテ局全て、②大規模・重要局、小規模局、ミニサテ局の種別ごとの全体、③大規模・重要局、小規模局及びミニサテ局の局別コストの過半数のいずれかで、「世帯当たり費用」が全国平均より高ければ、共同利用できる地域として指定
- ⇒ 結果として、47都道府県(全国)を指定。

- ◆ ハード設備の一部を共同利用会社に委ねる場合の「確認」制度の手続を総務省令で整備  
⇒ **共同利用部分が「自前設備と同様の水準」であることを確認**するための書類提出を要求

(特定地上基幹放送事業者の特例)

第百五条の二 (略)

2 **特定地上基幹放送事業者は、前項第二号の方法により地上基幹放送の業務を行おうとするときは、総務省令で定めるところにより、当該業務に用いる電気通信設備…及びその運用のための業務管理体制(特定地上基幹放送事業者が当該電気通信設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあっては、委託先における業務管理体制を含む。第四項及び第百八十七条第二号において「電気通信設備等」という。)**が**第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合することについて、総務大臣の確認を受けなければならない。**

- ◆ その他、中継局の共同利用に係る制度の創設に伴い、基幹放送局と同様の扱いとするための必要な改正を行う。

(黄色部分が今回の諮問対象)

◆ 委託先を含め、業務管理体制として維持すべき「基準」を総務省令で整備

⇒ 「免許・認定時と同様の技術的能力」を免許・認定期間中にも維持すべき基準として規定

⇒ 委託する場合は、「委託先の業務遂行能力を担保するための措置」を放送事業者に要求  
(銀行法等における委託先規律を参照)

(設備等の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制(当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。)を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

※ 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者についても同様の適合維持義務あり(第112条、第121条)。

	免許・認定	(免許・認定期間中における)維持義務
放送設備	○ (放送設備の技術基準適合性の審査)	○ (放送設備の技術基準適合性の維持義務)
業務管理体制※	○ (技術的能力の審査)	免許・認定時と同様の水準を維持

※ 「委託先に係る規律」として規定する内容

設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1) 設備等維持業務を確実に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 2) 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的には又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該業務を確実に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
- 3) 委託先が設備等維持業を適切に行うことができない事態が生じた場合若しくは当該業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

## ◆ 放送番組同一化を可能とする「地域」を総務大臣が指定

⇒ 「**広域圏を除く各県域放送**」と「**コミュニティ放送**」の放送対象地域を指定

(指定放送対象地域の指定)

第百十六条の三 **総務大臣は**、国内基幹放送(略)に係る放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する①**需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、②当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でない**と認められるものを、**指定放送対象地域として指定することができる。**

## ○ 指定の考え方

- ⇒ 広告収入の減少といった国内地上基幹放送における経営状況や、フェイクニュース等の問題が生じている中で、正確性や信頼性が確保された公共性の高い情報を届けられることができる放送について放送系の数を減らすことは適当でないことを踏まえれば、原則として、全国的に条文上の要件を充足(基幹放送普及計画(告示)において放送対象地域として規定されている範囲に限る。)
- ⇒ ただし、**広域圏の放送事業者**(キー局・準キー局の13社)の営業収益の平均はローカル局(117社)の営業収益の平均を大きく上回っており、**指定の要件**(放送系の数の目標達成が困難)には該当しない
- ⇒ コミュニティ放送に関しては、既に番組制作を共同で行っている例もあり、同一化可能な地域として指定することが適当
- ⇒ 「**広域圏を除く各県域放送**」と「**コミュニティ放送**」が適当

## ◆ 放送番組を同一化できる「割合の下限」を総務省令で整備

⇒ 「**放送時間の合計に対する、当該放送時間の合計から広告放送を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合**」とする

(特定放送番組同一化実施方針の認定)

第百十六条の四 **指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行う基幹放送事業者は**、(略)特定放送番組同一化(二以上の国内基幹放送の放送時間の全部又は一部について、(略)、同一の放送番組の放送を同時に行うことをいう。ただし、**放送時間の一部について同一の放送番組の放送を同時に行う場合にあつては**、当該二以上の国内基幹放送のうちいずれの国内基幹放送についても、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対する当該同一の放送番組の放送を同時に行う**放送時間の割合が総務省令で定める割合を超えるものに限る**。以下この条及び第百十六条の六において同じ。)の**実施に関する方針(略)を作成し、総務省令で定めるところにより、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。**

- 放送番組同一化は、**放送の多様性の例外的措置**として、経営状況の厳しい民放における**選択肢**として提供するもの
  - ・ **設備の集約・統合によるコスト削減効果の最大化を図る場合に認めることを基本としつつ**、CMについては、地域のスポンサー等の実情に応じて柔軟に対応できるよう、CMについての同一化の可否は判断に委ねることが適当
  - ・ 地方放送局等の自社番組制作比率が10%~20%程度であるため、原則100%としても実務に支障は生じない
- ⇒ 同一化の割合の規定は、**実質的に広告放送(CM)を除いた100%の同一化のみ認める趣旨の規定**にすることとする。

## ◆ 放送番組を同一化できる「放送対象地域の数」の上限を総務省令で整備

⇒ マス排省令の趣旨や放送事業者からの要望を踏まえ、「9」を上限とする  
ただし、「9」に含むことのできる広域圏の数は「1」を超えてはならない

(特定放送番組同一化実施方針の認定)

第百十六条の四 (略)

3 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定放送番組同一化実施方針が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域が次のいずれにも適合すること。

イ 当該放送対象地域が相互に重複しないこと。

ロ 当該放送対象地域のいずれか又は全てが指定放送対象地域であること。

ハ 当該放送対象地域の**自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していると認められること。**

ニ 当該放送対象地域の**数が総務省令で定める数を超えないこと。**

二 **地域性確保措置の内容が、当該特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであること。**

- 特定放送番組同一化認定制度は、地域社会固有の要望を満たすという放送の機能を損なわないために**地域性確保措置を講ずること等を要件に、基幹放送事業者の経営の選択肢を拡大するもの。**
  - 同じく放送の多元性、多様性、地域性等の確保を趣旨とする「マス排省令」は、地上テレビジョン放送について**最大9局まで兼営・支配が可能**とされている。
  - また、**放送事業者**からは、上限数に関してマス排省令と同程度の規模感で同一化を認めることが望ましい旨の要望がなされている。
- ⇒ 放送番組同一化が可能となる「放送対象地域」の数の上限は「9」とする。

(黄色部分が今回の諮問対象)

## ◆ 認定要件となる「自然的経済的社会的文化的諸事情」や「地域性確保措置」の具体例について、審査基準に明記

⇒ 「自然的経済的社会的文化的諸事情」は、**従来の解釈や法案審議を基に具体例**を明記

⇒ 「地域性確保措置」は、検討会取りまとめ等を踏まえ、現行の内容に加えて、放送事業者における**PDCAサイクル**を例示として明記。

### 「自然的経済的社会的文化的諸事情」の具体例

- (ア) 地形、気候等の自然的事情
- (イ) 属する経済圏、交通・物流網、主要産業等の経済的事情
- (ウ) 地上基幹放送以外のコミュニケーション、マスメディアの手段の普及状況等の社会的事情
- (エ) 地域の歴史的・文化的な背景等の文化的事情

### 「地域性確保措置」の具体例

- (ア) 編成担当の役員や従業員及び放送番組審議機関の委員の構成に関し、放送対象地域間のバランスが適切に確保されていること。
- (イ) それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること。
- (ウ) それぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送を確実に行うための体制が確保されていること。
- (エ) それぞれの放送対象地域ごとに取材拠点が維持されていること。
- (オ) それぞれの放送対象地域内において地域性確保措置の内容を公表し、当該それぞれの放送対象地域における地方公共団体その他の関係者の意見を踏まえ、当該措置について不断の見直しを行うための体制が確保されていること。

## ◆ その他、特定放送番組同一化認定制度においても、特例役員兼任関係の特例の適用を受けることを可能とする総務省令の改正 (基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第2条及び第10条)

- 放送事業者の経営の選択肢を拡大するという法改正の趣旨を踏まえ、役員兼任関係の支配関係への該当要件を緩和する特例 (マス排省令) の適用をうけることを可能とする改正

## 2. その他所要の改正

- ◆ その他、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第60号)の施行に伴い放送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年4月14日総務省令第38号)により整備した外資規制関係の規定について、免許人の負担軽減等のため、無線局の免許・再免許申請における記載の省略等に関する規定整備を行うこととしているところ、以下の条項は必要的諮問事項に該当するため、諮問する。

### 【必要的諮問事項として該当する条項】

#### ①無線局免許手続規則改正案 第15条第3項～第5項(電波法第15条(簡易な免許手続))

→無線局の免許申請について、事業計画、事業収支見積及び外資規制関係事項(※)、は、同一人が開設する無線局の場合、同一の総合通信局(沖縄総合通信事務所を含む。)の管轄区域内に設置する無線局に限らず、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、記載を省略できることとする改正

※ 一般無線局にあつては代表者の氏名又は名称及び外国人等により占められる役員の割合並びに外国人等直接保有議決権割合をいい、基幹放送局にあつては特定役員の氏名又は名称(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送にあつては代表者の氏名又は名称及び外国人等により占められる役員の割合)、外国人等直接保有議決権割合、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合をいう。以下同じ。

#### ②無線局免許手続規則改正案 第16条の2第1項第11号、第2項第8号、第5項～第7項(電波法第15条(簡易な免許手続))

→無線局の再免許申請について、添付書類に外資規制関係事項を追加するとともに、免許申請における記載事項の省略に関する規定を再免許の場合に準用する改正

#### ③無線局免許手続規則改正案 第16条の3第1項及び第2項(電波法第15条(簡易な免許手続))

→外資規制対象の一般無線局(地上一般放送局を除く。)の再免許の申請については、外資規制関係事項の内容が現有免許の申請書(変更があった場合は変更後のもの)と同一である場合は、提出を省略することができることとする改正

## 「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数:18件(法人:16件、個人:2件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者:

○法人【16件】(提出順)

日本テレビ放送網株式会社、株式会社毎日放送、株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日ホールディングス、読賣テレビ放送株式会社、北海道放送株式会社、一般社団法人 日本民間放送連盟、株式会社文化放送、株式会社 TBS テレビ、株式会社山梨放送、中部日本放送株式会社及び株式会社 CBC テレビ、株式会社鹿児島読賣テレビ、札幌テレビ放送株式会社、一般社団法人 衛星放送協会、株式会社テレビ宮崎、株式会社テレビ東京ホールディングス

○個人【2件】

■「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<b>放送法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用に関する規定について</b>			
1	<p>放送ネットワークインフラの維持管理にかかるコストや保守管理の人材確保が課題となる中、NHKと民間放送事業者が連携協力して設備維持のコストの抑制に取り組む必要があり、中継局の共同利用が経営の選択肢として検討が進んでいます。</p> <p>放送法及び電波法の一部を改正する法律(令和5年法律第40号)の施行を受け、複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用及び基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る諸規定の整備によって、コスト抑制に関する施策の実効性を一層高めると共に、今後の情勢や実情に合わせて機動的な改正を行っていただくよう要望します。</p>	<p>中継局の共同利用については、放送を取り巻く環境が大きく変化し、地上基幹放送を行う基幹放送事業者において、その放送インフラの維持管理が厳しくなっていることを踏まえ、中継局の柔軟な構築・運用を可能とする「経営の選択肢」とするために整備するものです。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無



	【日本テレビ放送網株式会社】		
2	<p>中継局の共同利用と地上波中継局の共同利用会社全国または地域協議会の取り組みに関して NHK と民放各局の全局で全地域（一部未整備の地域がある民放テレビまたはラジオ局も含めて）で平等に共同で整備するよう地上波テレビ中継局のみならず地上波ラジオ中継局（コミュニティ放送や多国語放送も含む）でも同様の協議と取り組みを求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>中継局の共同利用の取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>中波放送及び超短波放送に係る中継局の共同利用についても、放送事業者における主体的な取組が前提とはなりますが、総務省としても放送事業者からの要望等に応じて適切に対応します。</p>	無
3	<p>中継局の共同利用については、NHK と民放の全ての放送局が視聴・聴取できるようにテレビ中継局だけでなくラジオ中継局も共同利用ができるようお願いいたします</p> <p>そして一部の民放テレビまたはラジオ局で諸事情により中継局の整備できなかった難視聴・聴取地域でも NHK と民放全局の中継局を共同で整備利用によって難視聴・聴取地域の解消と地域貢献が期待できるよう求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>中継局の共同利用は、既に免許を受けている特定地上基幹放送事業者が、中継局の全部又は一部を他者から提供を受けて基幹放送の業務を行うに当たり、自社の設備を用いる場合と同水準となるよう、その基幹放送の業務に用いる設備及びその運用のための業務管理体制の基準の適合性について総務大臣の「確認」を受けることにより、当該提供を受けることを可能とする制度であり、中波放送及び超短波放送においても同様に利用が可能です。</p> <p>また、放送事業者における主体的な取組が前提とはなりますが、難視聴地域においても、当該地域の放送事業者が、設備維持費等のコスト面での負担を軽減可能な中継局の共同利用に参画することで、難視聴地域の解消につながるものと期待しています。</p>	無
4	<p>共同利用で新たに創設される「確認」に際しては、HS 一致事業者の手続きが過度に煩雑にならないように強く希望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>中継局の共同利用に係る「確認」については、改正案の放送法施行規則第 81 条の3第2項のとおり、申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、特定地上基幹放送事業者の負担とのバランスも考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>中継局等の共同利用については、総務省、民放、NHK による全国および地域の協議会を設立する等、実現に向けて検討を重ねているところであり、その取り組みを促進する本改正案に賛同しま</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討することとし、いただいた</p>	無

	<p>す。</p> <p>今後さらなる民放とNHKの設備共用や、ブロードバンド、CATV、衛星放送などによる地上波放送代替の検討が進んだ際には、今回同様、関係者の意見を汲み入れながら、速やかな法整備が行われることを期待します。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>ご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
6	<p>・改正放送法を受けて、民間放送事業者は、放送ネットワークの設備コストの低減を図るため、地上波テレビ放送の中継局設備の共同利用の検討を進めており、今般の省令等の規定整備により、中継局設備の共同利用が実施可能とすることに賛同します。</p> <p>・行政には、中継局設備の共同利用に向けて、NHKの子会社設立などにかかる必要な手続きを確実に行うとともに、地域協議会の運営など適切にフォローアップするよう要望します。</p> <p>・災害等非常時の情報のライフラインとなる放送ネットワークの維持に関して、行政には引き続き必要な支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、中継局の共同利用の取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>いただいたご意見は上記の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
7	<p>・「複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用」を実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・民放事業者の経営基盤強化において、新たな制度が実効性のあるものとなるよう、行政は今後も民放各社の意見やニーズなどを把握するとともに、必要に応じて規定を見直すことも含め、適時適切に対応されるよう要望します。</p> <p>【北海道放送株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>・民放連は「中継局共同利用推進全国協議会」に協力・参加するなど、地上テレビ中継局の共同利用の検討を進めているところです</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在</p>	無

	<p>ので、今般の規定整備により「複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用」を実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・新たな制度が実効性を伴うものとなるよう、行政は本件のフォローアップを行うとともに、非常災害時に情報のライフラインとなる放送ネットワークの維持に関し、引き続き必要な支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
9	<p>・複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備共同利用が実現される政策は、民放事業者にとって経済合理性に基づき経営判断の選択肢が広がることにつながり賛成します。</p> <p>・「共同利用型モデル」の実現は、放送ネットワーク維持のためコストをできる限り圧縮することであり、既存の共同設備や共同保守体制などの地域ごとの事情を踏まえつつ具体的な施策を進めるうえで、行政においても支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
10	<p>民放・NHK も含めた放送ネットワークのインフラ維持の観点から、中継局設備の共同利用が実施可能となることについて賛同いたします。放送ネットワークインフラが機能し続けるよう、引き続き必要な支援や対策を行うよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社及び株式会社 CBC テレビ】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>・鹿児島讀賣テレビは、鹿児島民放他局と共に、「中継局共同利用推進全国協議会」に積極的に参加し、地上テレビ中継局の共同利用の検討を進めたいと考えており、今般の規定整備により「複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用」を実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・新たな制度が、地域ごとの特性に応じて、中継局維持の負担軽減に向けて実効性を伴うものとなるよう行政の働き掛けをお願いします</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>中継局の共同利用の実効性を確保するための取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>また中継局の共同利用に係る「確認」については、特定地上基幹放送事業者の負担とのバランスも考慮して運用する予定であり、いただいたご意見は上記の検討や運用に当たっての参考とさ</p>	無

	<p>ると共に、鹿児島エリアにおいては、特に離島における非常災害時の情報のライフラインとなる放送ネットワークの維持に関し、引き続き必要な支援や対策を講じて頂けますよう要望致します。</p> <p>・中継局設備の共同利用制度化に伴う認定や免許、確認手続きを簡略化していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>せていただきます。</p>	
12	<p>放送ネットワークインフラの維持管理に係るコストや保守管理の人材確保が課題となる中、NHK と民放が連携協力して設備維持のコスト抑制に取り組む必要があり、中継局共同利用が経営の選択肢として検討が進んでいます。地域毎に NHK と民放の中継局の設置事情は異なる為、全国的な検討の進展と共同利用の具体化プロセスへの総務省の積極関与を要望します。</p> <p>放送法及び電波法の一部を改正する法律 の施行を受け、複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用及び基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る諸規定整備により、コスト抑制に関する施策の実効性を一層高めると共に、今後の情勢や実情に合わせて機動的な改正を行って頂くよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>中継局の共同利用の取組については、中継局共同利用推進全国協議会及び地域協議会における検討が促進されるよう努めます。</p> <p>また中継局の共同利用の運用の実効性の確保及び業務管理体制の確保に係る制度の適切な運用のための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
13	<p>・現在、放送ネットワークインフラにかかるコストや保守管理する人材確保が課題となる中、NHKと民間放送業者が連携して地上テレビ中継局の共同利用を行うことで各社のコスト削減につなげる取り組みを検討しております。</p> <p>・地域の重要なライフラインである放送をこれからも維持するためにも新たな制度が実効性を伴い、今後の情勢や実情に合わせて機動的な改正を行っていただき、引き続き必要な支援や対策を講じるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ宮崎】</p>	<p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
14	<p>●地上放送の中継局設備の共同利用が可能となる改正放送法の</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p>	無

	<p>施行に向けて、中継局共同利用会社の設立を視野に入れた免許・認定手続き等の規定を整備することに賛成します。放送を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地上放送事業者は国民・視聴者に対して引き続き社会的役割を果たしていくため、中継局の共同利用は重要な検討課題です。</p> <p>●テレビ東京ほか民放事業者は、NHK、総務省と共に昨年12月、「中継局共同利用推進全国協議会」を発足し、放送ネットワークインフラの効率化を図るため課題抽出や検討を開始しています。総務省においては引き続き、放送事業者の意見を汲み取りながら、法制度面からの適切な後押し、支援策の投入を要望します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>中継局の共同利用の運用の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
<b>放送法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に関する規定について</b>			
1	<p>放送法第105条の2において、特定地上基幹放送事業者は、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者(共同利用会社)を利用する際、設備や運用のための業務管理体制の基準適合性について総務大臣の確認を受けることとされています。今回、放送法施行規則第81条の3などにより確認制度の手続きが整備されますが、中継局の共同利用が民間放送事業者の経済的、人的負担の軽減の観点に立つものであることを考えれば、確認制度の柔軟な運用および放送事業者の事務的負担を極力削減していただきたいと考えます。さらに、放送法第111条などに規定された業務管理体制の基準適合維持義務にあたり、放送法施行規則第123条の4で追加された設備等維持業務を確実に実施することができる体制構築については、放送事業者の負担増加を助長させることがないよう、配慮をお願いします。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>本案では、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備及びその運用等は第三者への委託が念頭に置かれている。またその場</p>	<p>業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であるとともに、そ</p>	無

	<p>合、委託先における設備等維持業務を総務省令で定められる基準に適合させることは放送事業者のみに課されている。</p> <p>しかし当該第三者は同様の業務を複数の放送事業者から受託することが想定され、放送事業者が各々委託先の設備等維持業務の実施状況を個別に確認することは効率的でない。</p> <p>そうした確認は受託事業者に対する公的機関による認定制度等を整備することによって、放送事業者の負担軽減が図られることを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>の在り方については、今後も必要に応じて検討することとしており、いただいたご意見も運用や検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
3	<p>・放送設備の外部利用への対応に伴う「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」のための新たな規定整備については、設備の運用の委託先に係る規律が極端に厳しいものにならないように、また、再免許申請等の実務面で手続きが煩雑にならず、民間放送事業者の負担にならないよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>・業務管理体制に係る適合維持義務の追加にあたっては、災害時に国民の生命財産を守るための放送維持に関するものについては充実させるべきと考えますが、通常時の保守運用にかかるものについては過剰な管理体制が求められることの無いよう、経済合理性に配慮された形で適正に策定されることを要望します。</p> <p>・業務管理体制に係る基準の策定にあたっては、再免許申請等の実務面において、提出資料をできる限り簡素化するなど、民放事業者の負担軽減を図るよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。</p> <p>その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>・「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」のための新たな規定整備については、再免許申請等の実務面において、提出資料をできる限り簡素化するなど、民放事業者の負担軽減を図るよう要</p>	<p>改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請</p>	無

	望します。 【一般社団法人 日本民間放送連盟】	にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	
6	基幹放送事業者等に対する業務管理体制の基準適合維持義務を課すことに伴う、具体的な基準及び手続の詳細を規定する際は、出来るだけ手続きや提出書類を簡素化する等、民間放送事業者の実務面における負担増にならないよう要望いたします。 【株式会社文化放送】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
7	・「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」のための新たな規定整備については、申請の内容と提出資料を可能な限り簡素化を図るよう、要望します。 【株式会社 TBS テレビ】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
8	・基幹放送事業者等の業務管理体制確保において、基準適合維持義務を課すことは必要と理解するが、具体的な規定および手続きの実務面において、提出資料の簡素化など当該社にかかる負担軽減を図るよう要望します。 【株式会社山梨放送】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
9	実務面で過度な負担がかかることを避けるため、「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」に伴う設備等維持業務の説明資料の提出においては、なるべく要件を簡素化する等、実務の負担軽	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請	無

	減に配慮するよう求めます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社 CBC テレビ】	にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	
10	また基幹放送事業者等に対する業務管理体制の基準適合維持義務の申請等は、提出資料を出来る限り簡素化するなど、民放事業者の事務負担軽減を図るよう要望します。 【株式会社鹿児島読賣テレビ】	改正案において、新たに整備する委託先に係る規律については、これまでの審査事例を踏まえて許可を要しない軽微な変更にあたる類型を法律の委任の範囲内で可能な限り列挙し、また申請にあたっての記載内容の省略等も規定しております。 その他、業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無
11	今回の「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等」の中で、「基幹放送事業者等の業務管理体制の確保」について、現状、衛星基幹放送では、エンコーダなど番組送出設備と地球局設備が一体として構築されている部分もあり、基幹放送設備の一部を外部に委託する形態があります。今後、地上放送、衛星放送を問わず外部委託の増加やクラウド利用等の多様化も見込まれるため、基幹放送事業者の設備及び運用の管理体制について、制度上明確にされたものと理解します。 放送事業者を取り巻く環境は、これからも大きな変化があり得る事から、法制度とその運用については、引き続き環境変化に伴う見直しと柔軟な対応をお願いいたします。 【一般社団法人 衛星放送協会】	賛同のご意見として承ります。 業務管理体制の確保に係る制度も含めた放送制度の在り方については、今後も必要に応じて検討することとし、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。	無
12	●基幹放送事業者が国民・視聴者へ信頼性の高い情報を提供し、引き続き社会的役割を果たしていくため、免許・認定更新の際に、放送設備の技術基準の適合義務や、その運用のための業務管理体制の確保を課すことは必要措置と理解します。 また、経営の合理化の一環から今後、電気通信設備(マスター設	賛同のご意見として承ります。 業務管理体制の確保に係る制度については、基幹放送事業者等の負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。	無



	<p>備)の運用の外部委託や集約化が進んでいく中で、委託先等においても同義の規定を適用することは妥当と考えます。</p> <p>●省令・訓令改正によって、免許・認定更新時における「技術的能力」の審査が強化され、設備の管理責任者の明確化、管理規程類や実務経験者の能力証明書の提出等が新設されましたが、過度な規制にならないよう要望します。</p> <p>●免許・認定更新時の提出書類の在り方に関しては、放送事業者の事務負担の増加にならないよう配慮を求めます。行政事務のデジタル化の推進の観点から、実務担当者の負担軽減につながるシステムの構築等、簡便な提出方式の導入を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
<b>放送法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち複数の放送対象地域における放送番組の同一化に関する規定について</b>			
1	<p>改正放送法により導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放事業者の経営の選択肢を増やすものであるため、今般の規定整備によりこれを実施可能とすることについて、基本的に賛成します。番組同一化に係る放送対象地域の上限数の「九」についても、民放に関連する他の法制度と整合性からも妥当であると判断します。</p> <p>民放事業者の経営基盤強化において、新たな制度が実効性のあるものとなるよう、行政は今後も民放各社の意見やニーズなどを把握するとともに、必要に応じて規定を見直すことも含め、適時適切にフォローアップを行うよう要望すると共に、認定要件についても申請事業者の過度な負担にならないよう、柔軟な運用を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度については、基幹放送事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
2	<p>最近民放のテレビ番組ではとある民放キー局で放送している番組が系列局のない県では見られないと言った県民からのインタビュー等の内容を何度かご覧になりました</p>	<p>本法改正は、近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、基幹放送事業者における「経営の選択肢」の一つとして、複数の放送対象地域で放送番組の同一化を行うことを可能にするものであって、</p>	無

平成に入り民放テレビ局の視聴格差是正を目的に1県に2局だけだった各県で新規の民放テレビ局が相次いで開局し1県に3から4局に増やして来ました

ところがとある県からは1県に4局は多すぎるといった声や民放キー局の関係者からは一部の空白県やクロスネット局のある県を残して新規の系列局開局を打ち切ることを表明したことにより現在も各県の地方民放テレビ局数ごとの視聴格差が続いています

とある民放キー局の系列局のない各県(空白県)では東京のキー局や隣県の同系列局が同系列局のない各県に支社や支局を置いて取材や営業を行っていますがケーブルテレビや遠距離受信を通じて隣県の同系列局の放送を視聴するのが現状です(中には地上波民放テレビ局が1局しかない県では特例としてケーブルテレビの再送信を認めたケースも)

今回の改正では複数県で同一内容の放送を可能にする制度で具体的には民放キー局のテレビまたはラジオの同系列局同士の再編にのみを想定としていますが民放キー局のテレビまたはラジオの系列局のある県が同系列局のない(空白)県にも放送対象地域を広げる場合などは全く想定しておらず個人的には落胆でしかありません

民放のテレビまたはラジオの地域間による視聴・聴取格差(1局で複数系列を持つクロスネットの解消も含めて)を全て是正するためには複数県域でも全ての民放テレビまたはラジオの系列局を持つことが全国民にとってふさわしいと思います

放送対象地域ではテレビは32地区とラジオはAMでは39地区FMでは45地区からの地区数と広域または1県域や2県域問わず放送対象地域ごとの放送系の目標数の上限を見直し地域ブロックごとに再編して(例えば北海道・東北・関東甲信越・北陸東海・関西・中四国・九州沖縄の7ブロックを想定)1ブロック内で1局あたり最大9から10の都道府県までを制限とした仕組みにしてキー局の

当該同一化の実施は、異なる系列間の基幹放送事業者の間におけるものを排除しておらず、法律等で規定する範囲において、各基幹放送事業者の経営判断に委ねられるものです。

いただいたご意見は今後の放送制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。

	<p>テレビまたはラジオの系列局のない県(複数系列のクロスネット局のある県も含む)でも放送対象地域を広げて同一内容の放送ができるなどの制度設けることを求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
3	<p>複数県で同一内容の放送を可能にする制度のの件については民放キー局系または独立局を問わず各局の希望によりテレビまたはラジオの隣接県の系列局内を統合する場合だけでなくテレビまたはラジオの系列局のある県が隣接または飛び地を問わずに同系列局がない(空白)県にも放送対象地域を広げるといった柔軟な制度対応を求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>特定放送番組同一化認定制度は、異なる放送対象地域において、異なる放送事業者が全く同一の放送番組を放送することを可能にするものであり、また、放送系については、基幹放送普及計画(総務省告示)において、各放送対象地域における放送系の数の目標が規定されております。</p> <p>したがいまして、今般の制度整備においては、ご指摘の同系列がない県にも放送対象地域を広げるということはできませんが、いただいたご意見は今後の放送制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
4	<p>複数の放送対象地域において放送番組の同一化を可能にすることは、放送事業者の経営の選択肢の拡大につながるものであり、賛成します。今後も放送を取り巻く環境変化等をふまえて、適宜制度改正を行うよう要望します。</p> <p>放送法施行規則第91条5等では、「自然的経済的社会的文化的諸事情が相互に相当程度共通していること」、「地域性担保措置の内容」等が要件となっていますが、放送事業者の意向を汲み取りながら、使いやすく柔軟な運用がなされることを要望します。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス及び株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度及びその運用については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>・放送事業者の経営の選択肢を広げる観点から改正放送法において導入された「特定放送番組同一化認定制度」が、今般の省令等の規定整備により実施可能となることに賛同します。新たな制度が、民間放送事業者の経営基盤強化に実効性のあるものとなるよう、行政には簡素で柔軟な運用を要望します。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度及びその運用については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>・民間放送事業者の経営環境は厳しさを増しており、行政には、引き続き民間放送事業者の意見・要望等を把握し、適時適切に対応していただくことを要望します。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>		
6	<p>総務省消防庁がガイドラインを定め、住民の生命財産を守るIPDC災害情報伝達、様々な情報を視聴者にきめ細かく届けることができるデータ放送も、放送局の重要な役割だ。放送番組の同一化は「CMを除く100%」と実質的に定められているが、これらは同一化の対象外と考えるがいかがか。</p> <p>またサブチャンネルについてはどのようにお考えか。総務省の見解を伺いたい。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>ご指摘のデータ放送とサブチャンネルは、放送の一部であって、放送される情報は放送番組となり、今回制度整備する特定放送番組同一化認定制度の目的は、マスター設備等の設備の統合による経営の効率化であることから、同一化を行う対象にはデータ放送やサブチャンネルを含みます。</p> <p>その上で、実際に同一化を行う場合には、放送事業者において、認定要件である地域性確保措置を講ずることなどにより、データ放送やサブチャンネルを含め、地域固有の需要を満たすように放送されるものと考えております。</p>	無
7	<p>・改正放送法により導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放事業者の経営の選択肢を増やすものであるため、今般の規定整備によりこれを実施可能とすることについて、基本的に賛成します。</p> <p>・民放事業者の経営基盤強化において、新たな制度が実効性のあるものとなるよう、行政は今後も民放各社の意見やニーズなどを把握するとともに、必要に応じて規定を見直すことも含め、適時適切にフォローアップを行うよう要望します。</p> <p>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
8	<p>・新たに導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放事業者の経営の選択肢を増やすものとして、意義があると考えています。放送番組を同一化できる割合として「広告放送を除いて全部」「自然的経済的文化的諸事情」といった認定の要件について、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟に運用していただくことを、要望します。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度については、基幹放送事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	【株式会社 TBS テレビ】		
9	<p>・複数の放送対象地域での番組の同一化を認める仕組みとすることは、放送対象地域の拡大による広告の価値や需要が下がる懸念を感じますが、今後メディア所有の規制等、柔軟な見直しや民放事業者の経営の選択肢を増やす観点につながり賛成します。</p> <p>・地方ローカル局として「地域情報の発信を確保する」担保という側面より、自社制作比率の指標設定などの規制により、地方ローカル局の自主・自律、編成・編集の自由を著しく制限されないことへのフォローを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>本法改正は、地域性確保措置や、広告放送を除いた全ての放送番組の同一化など、各地域の広告の価値や需要等の事情を考慮した上で特定放送番組同一化の認定要件を規定し、あくまで経営の選択肢の一つとして特定放送番組同一化認定制度を設けるものです。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
10	<p>マスメディア集中排除原則の緩和や放送の同一化に対しては、経営の選択肢を増やすことに繋がるという点において賛同します。しかし、広告枠以外を全て同一化することは、放送の多様性・地域性を確保しようとする経営の選択肢を狭めることにも繋がりがねません。放送の同一化を進める上では、ローカル局のニーズに合わせた柔軟な制度設計が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社及び株式会社 CBC テレビ】</p>	<p>特定放送番組同一化認定制度の目的は、マスター設備等の設備の統合による経営の効率化であることから、広告放送を除いた全ての放送番組の同一化を認定の要件の一つとしていますが、地域性確保措置や自然的経済的社会的文化的諸事情なども同時に認定要件とすることで、放送の多様性や地域性を確保しつつ、経営の選択肢を拡大する制度としています。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度の実効性を確保するための制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
11	<p>改正放送法で導入される「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」は、民放の経営の選択肢を増やすものであるため、一般の規定整備でこれを実施可能とする事について基本的に賛成します。番組同一化に係る放送対象地域の上限数「九」についても、民放に関連する他の法制度と整合性からも妥当と判断します。特定放送番組同一化実施方針の認定要件においては、訓令案で「それぞれの放送対象地域向けの放送番組が設けられていること」とされています。しかし「放送番組が設けられていること」だけを要件とするのではなく、そもそも放送時間の少ないローカル放送枠</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>各放送対象地域の情報量が減少することのないよう、訓令案において例示した地域性確保措置や自然的経済的社会的文化的諸事情などの認定要件を設けています。</p> <p>放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き特定放送番組同一化認定制度の在り方も含む、放送制度の在り方については、今後も必要に応じて検討するとともに、いただいたご意見も検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>に複数地域の情報を入れる事で、各地域の情報量を減らす事にならないよう、対策が必要であると考えます。</p> <p>また訓令案では、地域性確保措置について「不断の見直しを行うための体制が確保されていること」とされている点は特に重要です。放送番組同一化で民放の経営の選択肢を増やす事と同時に、地域情報発信レベルを維持する為の施策・対策を行政側も絶えず講じ続ける事も肝要です。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>		
12	<p>●改正放送法の施行によって「複数の放送対象地域における放送番組の同一化」が可能となり、そのための具体的な認定要件が規定されることは適当と考えます。地方を中心に地上放送事業者の経営状況は厳しさを増しており、同一化は中長期的に放送事業の安定継続を図るために有効な手段です。</p> <p>放送番組の同一化を可能とする地域を「広域圏を除く各県域」とし、非隣接・隣接を問わず最大「9 地域」まで認めることは、放送事業者にとって経営の選択肢の拡大につながるため賛同します。</p> <p>●同一化の認定要件として、「地域性確保措置」を講ずるほかに、「自然的経済的社会的文化的諸事情」が相互に相当程度共通していることとし、訓令において具体例を記していますが、「相当程度共通」の解釈については放送事業者の経営の現状を十分理解した上で、柔軟な運用を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>特定放送番組同一化認定制度については、基幹放送事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
<b>全体意見・その他の意見</b>			
1	<p>民間放送事業者の要望を踏まえた上での、経営の選択肢を増やす制度整備には賛成する。</p> <p>民間放送事業者各社の自由な経営判断のもと、制度が活用しやすいように柔軟な運用を求める。</p> <p>あくまで各社の判断のもとで使われるべき制度であり、決して強</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>放送を取り巻く環境が大きく変化するなかでも、放送事業者が各地域においてその重要な役割を引き続き果たすことができるよう、将来的な経営形態の合理化を含め、経営基盤を強化することが重要と考えており、本法改正もそのような観点から行うものです。</p>	無

	<p>制されるものではない。 制度を活用する際の手続きは、放送局の負担にならないように簡略化していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>「中継局の共同利用」及び「放送番組の同一化」は、あくまでも基幹放送事業者における経営の選択肢の一つであり、その経営判断により行うものとなっています。</p> <p>各手続については、事業者負担とのバランスを考慮して運用する予定であり、いただいたご意見も運用に当たっての参考とさせていただきます。</p>	
2	<p>・放送ネットワークの維持は、災害などの非常時はもとより国民に情報を継続的に伝える手段として、重要です。この維持に関して、今回の規定整備を含めて、行政が必要な支援と対応を進めるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 TBS テレビ】</p>	<p>本法改正は、放送を取り巻く環境が大きく変化するなかで、基幹放送事業者等が、その放送ネットワークの構築・運用に当たって財政的な観点から採用できる経営の選択肢の拡大や、その放送ネットワークによる安定的・継続的な放送の実施を確保する観点から必要となる業務管理体制の確保のために行うものです。</p> <p>いただいたご意見は今後の放送制度の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
3	<p>なぜ、外資規制関係記載事項を省略・簡略化するのでしょうか？まさか外資規制を緩めようとされているのではないですか？</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>今般の改正は、例えば、現在、複数の総合通信局の管轄区域内に設置する基幹放送局について免許及び再免許の申請を行う場合は、その全ての総合通信局について外資規制関係事項を重複して記載しなければならないところ、これを一の総合通信局について記載すればよいこととする、また、外資規制関係事項に係る変更届出は、中継局を含めて全ての基幹放送局について無線局事項書を重複して提出しなければならないところ、これを一の基幹放送局について提出すればよいこととする等、無線局免許手続規則等を改正し、手続面での変更を行うものであり、電波法・放送法に定める外資規制を緩めるものではありません。</p>	無

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。